

【旧制度】4/17までの藤枝市経済変動対策貸付資金利子補給金制度の概要

《令和2年4月10日現在》

◆利子補給の内容

要件	県経済変動対策貸付(新型コロナウイルス感染症対応枠)を借り入れた市内に店舗、工場又は事業所を有する中小企業者												
利子補給期間	第1回の利子支払い日から1年間												
利子補給の流れ	①融資の借入⇒②市へ利子補給の申込(借入後30日以内)⇒③1/31までに市へ交付申請⇒④市から申請者へ直接利子支払い分を振込												
融資利率	<table border="1"> <tr> <td>普通保証</td> <td>基準金利(金融機関)</td> <td>: 年 1.97%or2.07%</td> </tr> <tr> <td>SN4号保証</td> <td>利子補給率(県)</td> <td>: 年 0.67%(10年以内)</td> </tr> <tr> <td>SN5号保証</td> <td>利子補給率(市)</td> <td>: 年 1.3%or1.4%(1年間)</td> </tr> <tr> <td>危機関連保証</td> <td>申請者負担利率</td> <td>: 0.00%(1年間)</td> </tr> </table> <p>※融資借入後に市へ申し込みが必要です</p>	普通保証	基準金利(金融機関)	: 年 1.97%or2.07%	SN4号保証	利子補給率(県)	: 年 0.67%(10年以内)	SN5号保証	利子補給率(市)	: 年 1.3%or1.4%(1年間)	危機関連保証	申請者負担利率	: 0.00%(1年間)
普通保証	基準金利(金融機関)	: 年 1.97%or2.07%											
SN4号保証	利子補給率(県)	: 年 0.67%(10年以内)											
SN5号保証	利子補給率(市)	: 年 1.3%or1.4%(1年間)											
危機関連保証	申請者負担利率	: 0.00%(1年間)											

◆利子補給の対象となる県経済変動対策貸付(新型コロナウイルス感染症対応枠)制度

区分	内容																									
融資対象者 (市内において原則として1年以上継続して同一事業を営んでいる中小企業者及び組合で、新型コロナウイルスの影響により、右記の要件に該当するもの)	<p>【普通保証・セーフティネット5号(SN5号保証)】 直近1か月の売上高が前年同月比10%以上減少(実績)、かつ今後2か月間を含めた3か月間の売上高が前年同月比10%以上減少(見込み)</p> <p>【セーフティネット4号保証(SN4号保証)】 直近1か月の売上高が前年同月比20%以上減少(実績)、かつ今後2か月間を含めた3か月間の売上高が前年同期比20%以上減少(見込み)</p> <p>【危機関連保証】 直近1か月の売上高が前年同月比15%以上減少(実績)、かつ今後2か月間を含めた3か月間の売上高が前年同期比15%以上減少(見込み)</p> <p>【売上減少要件と利用可能保証】</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>売上減少要件</th> <th>普通保証</th> <th>SN4号保証</th> <th>SN5号保証</th> <th>危機関連保証</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>20%以上</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>15%以上20%未満</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>10%以上15%未満</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>10%未満</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table> <p>※SN5号保証は、指定業種に限る(令和2年4月10日～6月30日 指定業種:738業種)</p>	売上減少要件	普通保証	SN4号保証	SN5号保証	危機関連保証	20%以上	○	○	○	○	15%以上20%未満	○	×	○	○	10%以上15%未満	○	×	○	×	10%未満	×	×	×	×
売上減少要件	普通保証	SN4号保証	SN5号保証	危機関連保証																						
20%以上	○	○	○	○																						
15%以上20%未満	○	×	○	○																						
10%以上15%未満	○	×	○	×																						
10%未満	×	×	×	×																						
資金使途	新型コロナウイルスの影響を受けて必要となる設備資金及び運転資金																									
融資限度額	8,000万円																									
融資期間(据置期間)	10年以内(設備資金3年以内、運転資金2年以内)																									
保証料率	<table border="1"> <tr> <td>普通保証</td> <td>..... 申請者負担</td> </tr> <tr> <td>SN4号保証</td> <td>.....</td> </tr> <tr> <td>SN5号保証</td> <td>..... 全額県負担</td> </tr> <tr> <td>危機関連保証</td> <td>.....</td> </tr> </table>	普通保証 申請者負担	SN4号保証	SN5号保証 全額県負担	危機関連保証																	
普通保証 申請者負担																									
SN4号保証																									
SN5号保証 全額県負担																									
危機関連保証																									
取扱期間 (令和2年6月30日まで)	(1) SN4号、SN5号保証(令和2年第1四半期の対象業種)、危機関連保証を利用する場合 ⇒認定申請を令和2年6月1日までに市に対して行う必要があります。 (2) 普通保証を利用する場合 ⇒6月30日までに金融機関から融資を受ける必要があります。																									